

広島県環境審議会第43回生活環境部会議事録

1 日 時 令和4年6月6日（水）午前11時00分から午前11時50分まで

2 場 所 WEB会議

3 出席委員 11名（別紙のとおり）

4 議題 第9次水質総量削減計画の策定等について

5 担当部署 広島県環境県民局環境保全課水環境グループ
TEL（082）513-2918（ダイヤルイン）

6 会議の内容

【決議事項等】

第9次水質総量削減計画の策定等について

事務局から資料を説明し、第9次水質総量削減計画素案等について質疑応答を行った。

広島県環境審議会会長から本部会へ付議された第9次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定については、事務局案のとおり決議し、広島県環境審議会会長へ報告することとなった。

7 会議資料

資料1 水質総量削減制度の概要

資料2 第9次水質総量削減計画（素案）について

資料3 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（素案）

参考資料1 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の概要

参考資料2 「第9次水質総量削減の在り方について」概要

参考資料3 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）

参考資料4 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（広島県）
第9次・第8次対照表

参考資料5 総量規制基準値（素案）

参考資料6 各種統計資料

参考資料7 関連用語集

別紙

広島県地球温暖化対策地域協議会連絡会代表 青山範子
一般社団法人広島県医師会常任理事 天野純子
広島県生活協同組合連合会理事 大内佳子
呉工業高等専門学校准教授 小倉亜紗美
中国地方整備局企画部環境調整官 古南弘史
広島工業大学環境学部地球環境学科教授 崎田省吾
広島県町村会・海田町長 西田祐三
県立広島大学生物資源科学部教授 西村和之
日本労働組合総連合会広島県連合会副事務局長 橋本敬治
県立広島大学大学院経営管理研究科教授 百武ひろ子
広島県漁業協同組合連合会専務理事 渡邊雄蔵

(50音順)

- ・委員 11 名出席、 3 名欠席
- ・傍聴者 1 名

広島県環境審議会第43回生活環境部会における質疑応答概要

【第9次水質総量削減計画の策定等について】

(西田委員) (資料2の図1、下水道業におけるC値を変更した場合のイメージで、窒素含有量の規制を緩和した場合、窒素含有量の放流濃度がおおむね17から27になるという理解でよいのか。

(事務局 環境保全課長) 実運用としてはそうなる。

(天野委員) 下水道業の規制を緩和する理由は。

(事務局 環境保全課長) (栄養塩類である) 窒素含有量やりん含有量の規制を始めて、植物プランクトンや動物プランクトンの餌となるものがなくなっているという指摘もあり、栄養塩類と水産資源の科学的知見を集積する必要がある。まずは、冬場の下水処理において、海域を限定して実証実験を始める制度を整えた。

(天野委員) 漁獲量のデータをとってから、実証実験を始めるべきでは。

(事務局 環境保全課長) 漁獲量が減少しているデータはある。この要因として、栄養塩類の不足、水温上昇、海流変化などがあげられている。今回の実証実験により、栄養塩類の影響を確認するもの。

(渡邊委員)瀬戸内法の規制により海域の水質は改善し、赤潮被害も減っている。一方、生物生産性の回復が難しく、漁獲量の減少を目撃して感じている。長い時間かけて総量規制が行われ、海が貧栄養となった。豊かな瀬戸内海に戻るよう調整が必要である。貝類や魚類の成育にはプランクトンの増加が介在し、そのメカニズムの解明やデータに基づいた科学的根拠の整理が必要である。漁業者が生活していくなくなると困る。

(西村委員) 国のほうでも同じような審議が行われ、栄養塩類管理制度が創設された。国の方針に合わせて県も柔軟に対応している。

(崎田委員) 反対意見ではないが、実証実験を実施しながら現状の水質を悪化させないことは可能か。

(事務局 環境保全課長) 冬季のみ、特定の海域に限って実証実験を行い、期間中は周辺水質等を監視していく。

(古南委員) 下水道業の規制緩和以外に栄養塩類の供給方法はあるか。また他の自治体と連携はどうにするか。

(事務局 環境保全課長) 様々な取組が検討されているが、県としては農林水産局において海底耕作の実証を開始している。海底を耕し、栄養塩類を海中に戻すものである。また、本県の取り組みや成果については、国などを通じて他県とも共有していきたい。

(西村委員) 実証実験は誰が行うのか。

(事務局 環境保全課長) 他県の先行事例を踏まえ、農林水産局が中心となって府内関係課で検討している。実証実験の実施主体としては、県以外でも国、市、大学など公的機関が実施できるものと考えている。

(西村委員) 下水道区域以外の地域において、浄化槽の整備が進まなくなったり、個人設置の浄化槽は管理不要と誤解されたり、ミスリードにならないように正しい情報発信をしっかりしてほしい。人間の負荷が問題なのか、気候変動も要因なのか、データの取得や評価を適切にしてほしい。

(大内委員) 下水道業の規制緩和によって大腸菌など他の物質は放流されるのか。

(事務局 環境保全課長) 能動的管理運転は未処理で流すものではなく、処理後、大腸菌を殺菌して放流することに変わりはない。能動的管理運転は、処理槽へ送る酸素量などを調整し、放流水の栄養塩類を調整する運転であり、処理後水質については、チェックが行われる。